
1. 6月補正予算案について

今回の補正予算案は、生活の基盤づくりに要する道路整備の公共事業の加速化として必要な対策を実施するものであり、また、我が会派が求めてきた、府市トップミーティング後、初めてとなる府市連携の施策としての周遊観光の促進や府中北部地域の医師不足に対しての小児科医等の確保に対応するなど、時宜にかなったものであり、高く評価する。(評 価)

2. 地域共生社会の構築における高齢者活躍について

質問要旨

少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加など、我が国全体の構造が変化する中、互いに支えあい共に生きていく地域共生社会の構築が不可欠であり、地域共生社会を支えるには、高齢者の活躍が重要と考える。本府としても地域社会のニーズの掌握やマッチングのための体制整備、地域社会を支える人材育成、官民連携によるセカンドキャリア形成支援といった地域共生社会の構築に向けた取組を推進すべきと考えるが、知事の所見を伺いたい。

答弁

大河内議員の御質問にお答えいたします。

大河内議員におかれましては、ただいまは会派を代表されまして今回の予算案に対しまして高い評価をいただき、厚く御礼を申し上げます。

地域共生社会を支える高齢者の活躍についてでございます。

人生100年時代を迎える中、高齢者が住み慣れた地域で、生きがいや社会的役割をもって、いきいきと暮らせることは、人生をより豊かで充実したものにするとともに、高齢者自身の健康づくりや介護予防にもつながるものでございます。

また、急速な少子高齢化や人口減少が進む中、地域や子どもの見守り、防災などの担い手が不足しており、これらの課題解決のためには、高齢者もそれぞれの意欲や経験・能力に応じ、地域の担い手として活躍いただくことが必要であり、高齢者が活躍できる環境を整備することが重要であると考えております。

京都府では、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援するため、京都SKYセンターにおいて、高齢期の健康づくりやライフデザインについて学ぶ「シニア大学」、社会参加に向けた技能の習得を目指す「スキルアップセミナー」などの講座を開催しており、年間2,500人を超える方に受講いただいているところでございます。

また、地域との意見交換を通じて把握したニーズに即してボランティア人材の登録を進め、令和5年度において延べ3,500人を超える方々に対して、ボランティア活動とのマッチング支援をしているところでございます。

さらに、ボランティアの養成・登録から地域での活動まで一貫した支援を行うため、令和6年4月

には京都S K Yセンター内に「シニアボランティアバンク」を設置し、体制の強化を図ったところであり、引き続き、地域において、高齢者が活躍できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、高齢者のみの世帯が増加する中、これまで家族が担ってきた介護、生活支援、子どもの見守りなどの機能を社会全体で支えていく必要があると考えており、様々な分野における高齢者の活躍が地域からも求められているところでございます。

京都府では、市町村とともに、身近な地域で高齢者の生きがいづくりや仲間の輪を広げる拠点である「通いの場」をサポートするリーダーの育成に取り組んでおり、これまでに1,296名の方に活動いただいているところでございます。

さらに、京都S K Yセンターにおいて開催するスキルアップセミナーにおいて、高齢者や障害者の移動支援を行う運転協力者や、おもちゃの修理を行う「おもちゃドクター」など、高齢者の活躍ニーズが高い分野における人材育成に取り組んでいるところであり、今後とも、地域ニーズを踏まえた高齢者の人材育成を進めてまいりたいと考えております。

また、官民連携によるセカンドキャリア形成に向けては、京都府生涯現役クリエイティブセンターにおいて、あらゆる世代の方に、生涯にわたって活躍いただくため、ライフデザイン相談から、リカレント研修、企業や地域活動などとのマッチングまで、一体的に支援しており、令和5年度は延べ2万人を超える方に利用いただいております。

中でも、リカレント研修では、昨年度から新たにボランティア活動の体験を組み込んだ「地域・社会貢献人材育成コース」を開講しており、受講をきっかけに放置竹林の整備を行うN P Oに登録された例や、子ども食堂の活動に参加された例など、新たなチャレンジに繋がった事例がございます。

今年度は、こうした成果を踏まえまして、受講生から評価の高い体験型研修の講座数を増やしますとともに、センターの利用者と地域貢献団体を繋ぐ交流会を定期的を開催することにより、地域活動への参加を促進してまいりたいと考えております。

今後とも、様々な関係機関と一丸となりまして、地域共生社会の構築に向け、高齢者の活躍推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

3. 聴覚補助機器の積極的な活用の促進について

質問要旨

高齢者の加齢性難聴は認知症の要因の一つとして指摘されており、難聴対策は介護予防や生活の質を維持していく上でも重要である。近年、軟骨伝導の新しい技術を用いたイヤホンが開発され、地方自治体の窓口等への導入が進み、窓口サービスの向上にもつながっている。難聴者に適用できる聴覚補助機器の選択肢が広がる中、更なる高齢化の進展を踏まえ、聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組が必要と考えるが、知事の所見を伺いたい。

答弁

次に、聴覚補助機器の積極的な活用の促進についてでございます。

加齢に伴う難聴は、鼓膜の奥にある渦巻状の管の細胞が正常に働かなくなり、徐々に聴力が低下

し、耳が聞こえにくくなるというものでございます。

このため、日常会話が聞き取りづらい、コミュニケーションが取りづらいなどの影響が現れ、日常生活や社会活動に支障が生じ、社会的孤立やうつを引き起こす可能性もあるなど、加齢性難聴が個人や社会にもたらす様々な影響への対策は重要だと認識しております。

加齢性難聴は、現在、有効な治療方法が確立されておらず、補聴器を含めた聴覚補助機器の利用が有用であります。聴覚障害により身体障害者手帳をお持ちの方に対しては、補聴器を購入する場合、国の補装具費支給制度の中で購入費用の一部が支給されているところでございます。

しかしながら、身体障害者手帳は両耳の平均聴力レベルが 70 デシベル以上の高度・重度難聴の方が交付対象であり、加齢性難聴者の多くは基準に満たないことから交付対象とはなっていないところでございます。

こうした中で、加齢性難聴であるにも関わらず、聴覚補助機器を使用しておられない方は「自分では聞こえているつもり」であっても、完全には聞こえておらず、外出先での会話など聞き漏らしがある場合も想定されます。

議員御紹介の軟骨伝導イヤホンは、振動が軟骨に伝わり、そこから生まれた空気の振動が鼓膜に届くという軟骨伝導の仕組みが用いられており、空気を震わせて音を伝える気導や骨を震わせて音を伝える骨伝導とも異なる第3の聴覚と言われております。この技術を用いた軟骨伝導イヤホンは、音声は明瞭、音漏れが少ない、清潔といった特徴がございませう。

現在、軟骨伝導イヤホンについては、自治体、金融機関、病院などの窓口において、導入が徐々に進んでおり、京都府内でも南丹市でも設置をされ、利用者からは「職員の話が良く聞こえスムーズに手続きができた」との評価があったとお聞きしております。

窓口でのサービス向上だけでなく、実際にその利便性について体感されることで、外出がしやすくなり、高齢者の社会活動への参加にもつながるものと期待されております。

京都府におきましても、軟骨伝導イヤホンの活用促進に向けて、さらなる情報収集や研究を進めてまいりたいと考えております。

4. 人工透析予防のための糖尿病治療中断者対策について

質問要旨

人工透析患者の4割以上は糖尿病性腎症が原疾患であり、腎症は進行を遅らせることはできても、腎臓を元の状態に戻すことはできないと言われていたことから、透析予防には糖尿病に対する早期介入、早期治療が重要と考えるが、人工透析予防のための糖尿病治療中断者対策に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 本府では、平成30年度から糖尿病の治療中断者をレセプトデータの中から抽出し、希望する自治体にリストとして提供できる体制を構築しており、令和4年度からは全市町村で未受診者への保健指導等を継続して行っている。一方、治療中断者やハイリスク対象者への保健指導等は、全市町村で実施できていないと聞くが、今後、本府として、治療中断者への受診勧奨やハイリスク対象者への保健指導を全市町村に拡大するのか。

(2) 他県では、市町村の業務負担の軽減等を目的として、県が一括して過去5年分のレセプトデ

一タから直近6か月の未受診者を治療中断者の候補として抽出し、市町村に提供できる体制を構築しており、長期間の治療中断者へのアプローチを行うことで、支援の必要性が高い対象者への受診勧奨や適切な医療の提供等に役立っている。本府においても、過去1年分のデータ抽出だけではなく、過去5年まで遡って受診を勧奨することが、透析予防の観点から重要と考えるがどうか。

答弁

次に、人工透析予防のための糖尿病治療中断者対策についてでございます。

糖尿病は、進行すると眼や神経の障害を引き起こすほか、透析治療による様々な負担は、日常生活の質の低下を招くおそれがあります。そのため、治療に対する理解不足などから治療中断している方を再び治療に結び付けることや、定期的に受診されていても重症化する可能性が高い「ハイリスク者」に対する適切な保健指導を行うことが重要だと考えております。

京都府におきましては、平成29年度に、受診勧奨や保健指導の手順等をまとめた「京都府版糖尿病性腎症 重症化予防プログラム」を策定し、治療中断者に医療機関の受診を働きかけるための仕組みづくりや、保健指導を行う人材の育成など、市町村における対策の支援に取り組んでまいりました。

その結果、治療中断者対策を実施する市町村は、取組を開始した平成29年度の6市町村から、令和5年度には25市町村に、同じくハイリスク者対策につきましては、9市町村から24市町村に広がってきたところでございます。

今年度は、全ての市町村でこれらの事業に取り組む予定ですが、訪問等により受診勧奨や保健指導を実施する体制の確保が、共通の課題となっているところでございます。

京都府におきましては、市町村の負担が軽減できるよう、保健指導に係るICTツールの提供や、好事例の共有などを通じまして、全市町村で着実に実施されるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、治療中断者のデータの抽出についてでございます。京都府では、事業実施主体である市町村が京都府国民健康保険団体連合会に抽出を依頼すれば、直接、治療中断者のリストを入手できる仕組みを構築しております。

この仕組みの構築に当たっては、平成30年度に4市町村でモデル事業を実施し、過去5年分のデータ抽出を行いました。リストには医師の判断による治療中断者なども含まれるため、市町村による対象患者の絞り込み作業に、大きな労力を要することが課題となりました。

モデル事業の結果を踏まえ、専門医療関係者等で構成する、京都府糖尿病対策推進事業委員会においては、効果と市町村の労力とのバランスを考慮して、抽出期間は1年程度が適当とされたところでございます。

そのため、京都府におきましては、抽出期間は1年を基本としておりますが、市町村の依頼に応じて長期間のデータを提供する体制は整っており、実際に過去5年分のデータを元に受診勧奨に取り組まれている市町村もございます。

議員御指摘のとおり、糖尿病の重症化予防を進める上では、対象となる患者を長期間に渡って把握していくことが重要であり、京都府といたしましては、前年度以前の患者情報の活用方法など、具体的な事例をお示しして、市町村が長期的に患者情報を把握し受診勧奨等に取り組めるよう、支援をしてまいりたいと考えております。

5. 児童ポルノ事犯の取組について

質問要旨

スマートフォンが子どもにとっても身近なものになる中、SNSによる投稿は個人情報公開する行為であり、保護者にも子どもと一緒に様々な危険性があることを理解してもらうとともに、犯罪に巻き込まれる危険性を遠ざけ、トラブルを未然に防ぐ手立てを講じることが重要と考えるが、児童ポルノ事犯の取組に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。（警察本部長）

（１）府警では、本年３月に全国初となるサイバー対策本部が発足し、複雑化・巧妙化するサイバー犯罪に対する新たな防止対策について、全国から注目されているが、本年度の児童ポルノ事犯の対策に向けた方針はどうか。

（２）他府県では、犯罪を減らす抑止力として、スマートフォンで裸や下着姿等のわいせつな画像を撮影・保存した際、AIが撮影データを判別し、画像を削除するよう促す通知を表示し、保護者にも通知されるアプリを開発・導入している事例があるが、府警における被害防止に向けたポルノ事犯に対する独自の対策等はどうか。

答弁

大河内議員の御質問にお答えいたします。

令和６年４月末現在、府警察における児童ポルノ事犯の検挙件数は２５件、検挙人数は１５人、被害児童は２０人と、前年同期比でいずれも増加している厳しい状況にあります。

インターネット等を利用した児童ポルノ事犯は、その画像や動画が一旦インターネット上に流出すれば、すべての画像や動画を回収することは極めて困難であり、児童に大きな悪影響を与えることから、府警察としては、児童ポルノ事犯の取締りのほか、児童の被害を未然に防止することが最も重要と考え、各種対策に取り組んでおります。

府警察では、独自の対策として、ネット上での被害を疑似体験できる体験型ネットトラブル対策講座を年間約２００回開催しており、個人情報流出等に繋がるSNSトラブルに関するコンテンツや自画撮り被害に関するコンテンツにより、その手口や対処方法を学んでもらっております。

今年度は、さらに実施回数を増やすことで、より多くの児童に学ぶ機会を提供したいと考えております。

また、令和５年度は、警察官や警察官OBであるスクールサポーターが、府内のほぼ全小中学校において、児童や保護者等に対しインターネットの危険性を題材とした非行防止教室を約２，８００回開催するなど、児童が被害者にも加害者にもならないための教育に取り組んでおります。

そのほか、児童ポルノに関連するSNSへの投稿を自動検索するシステムを活用することにより、児童ポルノを求めたり、提供する等といった書き込みに対して、注意喚起・警告を内容とするメッセージや画像を送信し、警鐘を鳴らす活動も昨年中は約８００件行っております。

今後は、これに合わせまして、議員ご指摘の自画撮り被害防止アプリの普及にも努めてまいりたいと考えております。

府警察といたしましては、今後も児童ポルノの根絶に向け、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、悪質な事犯等に対する積極的な取締りはもちろんのこと、児童が被害に遭わないための取組を推進してまいります。

6. 道路交通法の一部改正における今後の自転車事故防止について

質問要旨

本年3月に道路交通法が改正され、16歳以上の自転車運転による信号無視や一時不停止、逆走が反則金制度の対象となるなど、115種類程度の行為が自転車の反則金制度の対象となり、令和8年までに運用が開始されることとなった。府警では、各警察署で自転車指導啓発重点地区・路線を選定・公表し、取締りや啓発に取り組んでいるが、令和5年の府内の交通事故のうち、自転車側に違反があった割合が7割と聞く。今後も自転車の事故防止に向けた取締りや啓発は重要と考えるが、新たな運用が開始されるにあたり周知期間での具体的な取組策として、16歳以上の方への本人特定の方法と16歳未満の方への啓発について、所見を伺いたい。(警察本部長)

答弁

次に、16歳以上の方の本人特定の取組についてでございます。

議員ご指摘のとおり、自転車の運転については、運転免許を要しないことから、本人特定は、特に重要と考えているところであります。

現在も、自転車運転者に対する交通違反の告知に際し、運転免許を保有していない方については、マイナンバーカードや学生証等、顔写真付きの身分証明書等により本人特定を行い、また、告知現場でこれらが確認できない場合には、必要に応じて、家族への連絡などで本人特定を行っているところであります。

法施行後におきましても、引き続き、これらを確実に行って、まいります。

次に、16歳未満の方に対する啓発についてでございます。

府警察では、小中学校等における交通安全教室の開催、交通安全教育動画の配信等により、心身の発達段階等に応じた体系的な自転車の交通安全教育を行っているところであります。

今回の法改正では、特に自転車ルールの周知が重要と認識しており、教育委員会と密接に連携して、その徹底を図るとともに、その他の関係機関・団体、自転車関連事業所等と協力して、引き続き、工夫を凝らした効果的な交通安全教育と情報発信に努めてまいります。

7. 府立嵐山公園亀山地区再整備について

質問要旨

府立嵐山公園の中之島地区と臨川寺地区は混雑している一方、亀山地区は人の往来が少なく閑散としているが、美しい自然など、様々な観光資源を有しており、広域周遊の観光地づくりを志向している嵐山まちづくり協議会は、亀山地区を地域周遊の重要拠点と考えている。先日、京都市が発表した紅葉シーズンに向けた嵐山の混雑対策には、比較的混雑していないエリアへ誘導するためのデジタルマップの作成など、人流規制の強化に向けた取組があり、地域周遊のための拠点整備が必要と考えるが、府立嵐山公園亀山地区再整備に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

(1) 嵐山の更なる魅力の発信に向け、亀山地区の景観を整えるため、カシ類の除伐、藤棚、休息場の整備が必要と考えるがどうか。

(2) インバウンドにも対応したユニバーサルデザインの案内板整備が必要と考えるがどうか。

答弁

府立嵐山公園亀山地区再整備についてでございます。

嵐山は、平安時代には藤原定家の歌に詠まれ、江戸時代には歌川広重の浮世絵にも描かれるなど、古くから人々に愛されてきた場所であり、現在も桂川や渡月橋、小倉山などが景観を織りなす、風光明媚な京都有数の観光スポットでございます。

近年の国内外の観光需要の高まりによりまして、多くの観光客で賑わいが増している反面、過度な集中により、交通混雑など、地域で生活しておられる方々への影響も生じております。

府立嵐山公園亀山地区は、渡月橋の北西側に位置する都市計画法に基づく風致公園であり、また、文化財保護法に基づく史跡、名勝にも指定されております。

素晴らしい眺望と豊かな自然に恵まれており、嵐山の中では比較的落ち着いた憩いの場所として地域の方々からも親しまれております。京都府といたしましては、このような良好な環境を保全しながら、整備を進めているところでございます。

亀山地区を含む嵐山全体の自然景観保全や地域振興を目的に、地元の自治会の方々や事業者などにより設立された「嵐山まちづくり協議会」が、有識者を交えたワークショップを開催するなど熱心に活動されており、そういった取組の結果、議員御紹介の「戸(と)無瀬(なせ)の滝」につきましても、案内石碑が本年2月に完成し、貴重な観光資源となっております。

京都府といたしましては、現在、亀山地区の魅力の向上に向け、「嵐山まちづくり協議会」の御意見も伺いながら、

- ・眺望や景観を阻害していた雑木の伐採や、
- ・老朽化が進んでいる園路の改修

に取り組んでいるところであります。

議員御指摘の

- ・景観を整えるための樹木の伐採・剪定
- ・公園施設の再整備
- ・そして、インバウンドにも対応したユニバーサルデザインの案内板

につきましても、引き続き、同協議会の意見も伺いながら、また、史跡、名勝を所管する国とも調整をしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

亀山地区の拠点性を向上していくことは、嵐山全体の回遊性を高め、観光客の分散にもつながるものと考えており、京都府といたしましては、今後とも「嵐山まちづくり協議会」をはじめとする地域のみなさまや、国・京都市とも連携し、亀山地区の魅力向上・発信に努めてまいりたいと考えております。